

露店等を開設される皆さんへ

お客様とお店の安全を守るために、次のことをお守りください



- 1 開設する場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から、5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や消防屯所、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 ガス器具など火気を取り扱う露店等には、消火器（例：粉末 ABC10 型消火器）を設置し、関係者すべてが取り扱い方法を確認しておくこと。
- 4 万が一の火災や事故の発生に備え、消火、119番通報及び観客等の避難誘導にあたる担当者を事前に決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットコンロ、炭、暖房器具などの火気器具を使用するときは正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。
- 6 発電機（可搬式）や燃料用の危険物容器を持ち込む場合は、消火器を設置し、正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。特に、運転中や暗い場所、観客等のそばでの給油は避け、安全が確保された場所で行うこと。
- 7 露店等を2日間以上にわたり開設する場合には、LPガスボンベ、危険物容器等は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 8 前記1～7について、別紙の「自主チェックリスト」で必ず確認し、防火安全上の管理を共有し、徹底すること。
- 9 開設日の5日前までに、別紙の「露店等の開設届出書」を管轄する消防署に届出をすること。また、届出後に実施日時及び内容など、届出事項を変更したときは、必ず届出した消防署に連絡すること。
- 10 照明器具と可燃物との離隔に注意し、火災予防に努めること。



開設の届出／お問い合わせ先

<input type="checkbox"/> 福島市消防本部予防課	024(534)9103	<input type="checkbox"/> 飯坂消防署東出張所	024(553)7796
<input type="checkbox"/> 福島消防署	024(534)9105	<input type="checkbox"/> 福島南消防署	024(547)3119
<input type="checkbox"/> 福島消防署清水分署	024(557)5415	<input type="checkbox"/> 福島南消防署信夫分署	024(593)1900
<input type="checkbox"/> 福島消防署西出張所	024(591)4628	<input type="checkbox"/> 福島南消防署杉妻出張所	024(546)2910
<input type="checkbox"/> 飯坂消防署	024(542)2986		